

半田市外国語指導助手派遣事業仕様書

本仕様書は、外国語指導助手（以下「ALT」という。）を市内の小学校 14 校、中学校 6 校（いずれも分校を含む。以下「20 小中学校」という。）並びに幼稚園、保育園、認定こども園（以下「幼保こども園」という。）、教育支援センター等に派遣することにより、児童生徒等が生の英語によるコミュニケーションを通じて、英語に慣れ親しみ、外国文化や生活習慣についての理解を深め、国際理解教育の推進を図ることを目的とする。

また、タブレット端末やオンライン等の ICT を活用し、少人数単位での実践的な英語学習や複数の ALT と児童生徒との交流を取り入れることで、より実践に近い学びの実現を図る。

1 事業の概要

半田市（以下「派遣先」という。）及び労働者派遣をする事業主（以下「派遣元」という。）は、労働者派遣契約に関し、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」等を遵守し、本仕様書及び添付資料に従い、契約を履行する。

2 派遣元の責務

- (1) 労働基準法、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）その他労務関係法規を遵守すること。また、労働者派遣法に基づき労働者派遣事業の許可を受けていること。
- (2) 個人情報等の取扱いに関しては、個人情報の保護に関する法律及び半田市個人情報等の取扱いに関する特約条項を遵守すること。

(3) 適格者の派遣

要件を満たす ALT を派遣すること。また、派遣期間中は、同一の就業場所へ同一の ALT を継続して派遣すること。やむを得ない場合の緊急帰国や勤務態度が優れない等の事由により、ALT の変更が必要な場合には、指揮命令者の意向を尊重し、速やかに人員補充できる体制を構築しておくこと。なお、同一の ALT の継続派遣に当たっては、労働者派遣法に定める派遣可能期間の制限（事業所単位及び個人単位）に抵触しないよう、派遣先と連携して適切に管理すること。

(4) ALT の管理

- ア 労働者派遣法により派遣元に義務付けられている諸手続を行うこと。
- イ ALT が本事業の目的を理解し、派遣先での規律及び施設管理上の規則等を遵守し、指揮命令者の指揮命令の下に従事するための適切な措置を講ずること。

(5) 就業場所の情報提供

ALT に対し、就業開始初日までに派遣先の所在地や通勤方法の確認及び伝達を行う等、勤務に必要な就業場所に関する情報提供を行うこと。

(6) 責任者の選任

ALT を管理・統率するための責任者を定めること。責任者は、十分に責任を取り

得るべき立場にある者を充てること。また、責任者は、ALT からの派遣就業に関する苦情の申出を受ける苦情処理も行うこと。

(7) 説明会等の実施

派遣元は、契約締結日から事業開始日までの準備期間中に、学校等の担当者に対する説明会を実施すること。また、毎年度、新年度が始まる前までに、英語科教員等と ALT との打合せの場を設けること。

3 ALT の条件等

- (1) 英語を母語とする者とする。ただし、同等の英語能力を有する者を充てる場合は、派遣する ALT 全体の半数を超えないこと。
- (2) 大学以上の教育機関を卒業した者又は現地大学の在學生で適切な方法により日本に招聘された者とする。
- (3) 外国語指導の経験を有する者とする。未経験者の場合は、派遣元の研修等により同程度の教授技術を身に付けている者とする。
- (4) 担当教員との打合せ等ができる程度の日本語能力を有する者とする。
- (5) ALT は、派遣元による研修等を誠実に履修している者や過去の ALT 活動が優秀である者、TEFL（テフル）又は TESOL（ティーソール）の資格保有者等、派遣元が責任を持って派遣することができる者とする。
- (6) 就労に適切な在留資格を有する者とする。
- (7) ALT は、英語会話が堪能で、母国の文化、生活習慣などをよく理解している者とする。
- (8) ALT は、児童生徒に対して熱意と優しさを持って指導できる者とする。
- (9) 日本における学校教育、特に外国語教育に関心があること。
- (10) 指揮命令者の指示に従い業務を遂行することができ、責任感を持って業務に従事する意欲を有する者とする。

4 契約期間等

- (1) 契約期間 契約締結日の翌日から令和 12 年 3 月 31 日まで
- (2) 準備期間 契約締結日の翌日から令和 9 年 3 月 31 日まで
- (3) 事業期間 令和 9 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

5 業務内容

(1) 小学校

ALT は、指導計画案に沿い、次に掲げる活動を行う。なお、小学校の外国語活動・外国語科の授業は、知多地域共通のカリキュラムを使用している。

ア 外国語活動・外国語科における指導

イ 外国語活動・外国語科の指導計画作成における情報提供及び企画提案並びに外国語活動・外国語科に使用する教材研究・教材作成

ウ 異文化理解のための指導

- エ 授業研究会への参加・指導
 - オ 授業の反省、分析、評価と情報提供及び学習指導に関するノウハウの提供
 - カ 課外活動、学校行事等における指導・運営支援
 - キ 教職員への研修及び教授手法等の教員に対する支援
 - ク 学校活動において学校長が必要と認め、派遣元が合意した活動
- (2) 中学校
- ALT は、教育計画案に沿い、次に掲げる活動を行う。
- ア 外国語科における指導
 - イ 外国語科の指導計画作成における情報提供及び企画提案並びに外国語科で使用する教材研究・教材作成
 - ウ 異文化理解のための指導
 - エ 授業研究会への参加・指導
 - オ 授業の反省、分析、評価と情報提供及び学習指導に関するノウハウの提供
 - カ 課外活動、クラブ活動、学校行事等における指導・運営支援
 - キ 教職員への研修及び教授手法等の教員に対する支援
 - ク 試験実施の補助
 - ケ 学校活動において学校長が必要と認め、派遣元が合意した活動
- (3) 幼保こども園及び教育支援センター
- ALT は、20 小中学校における業務に支障のない範囲で空き日程を活用し、派遣先が指定する幼保こども園及び教育支援センターにおいて、英語に親しむ活動、異文化理解のための活動等を行う。なお、幼保こども園及び教育支援センターに専任として勤務する ALT は置かず、小中学校と兼務するものとする。
- (4) ICT を活用した学習活動
- ア タブレット端末を活用した学習活動の支援（発話の録音・録画、デジタル教材の活用等）
 - イ オンラインを活用した少人数単位での実践的な英語学習及び複数の ALT と児童生徒との交流活動の企画・実施
 - ウ ア及びイの具体的な実施方法及び ALT との効果的な関わり方については、派遣元の提案に基づき、派遣先と協議の上決定する。
- (5) 共通事項
- ア 児童生徒との交流活動及び児童生徒の個別指導（発言・作文等へのフィードバックを含む。）
 - イ 翻訳・通訳の支援
 - ウ 上記に定めるもののほかに ALT の活動として必要が生じた場合は、派遣先及び指揮命令者並びに派遣元が協議し決定する。

6 就業場所及び就業人数

(1) 就業場所

半田市立小学校（14校）、半田市立中学校（6校）、半田市立幼稚園（6園）、半田市立保育園（13園）、半田市立認定こども園（2園）、教育支援センター及び半田市教育委員会とする（別紙A「就業場所一覧」参照）。

(2) 就業人数

ALT の就業人数は 6 名とする。

(3) 配置

各 ALT の担当する就業場所のグループ分けは、別紙 B「ALT 配置校一覧表（参考）」を目安とし、各年度の学級数の変化等を踏まえ、派遣先と派遣元が協議の上決定する。

7 ALT の就業日及び就業時間等

(1) 就業日

就業日は、月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律に規定する休日、学校休業日及び学校等が指定する日を除く。）のうち、派遣先が指定する日とし、ALT1 名につき年間 170 日程度を目安とする。ただし、派遣先の申し出により、派遣元の了解を得た場合は、就業日を変更することができる。

派遣先の申し出により派遣元の了解を得て ALT が土曜日、日曜日、祝日に就業した場合は、通常の実業日と振り替える。

8 月を含む長期休業中の就業（教員研修等）については、効果的な活用方法を派遣元が提案し、派遣先と協議の上実施することができる。

なお、派遣元は、指導開始初日前、1 学期終了後及び 2 学期終了後に、ALT に対し、指導やスキルアップ等に関わる研修などを行う日を設け、円滑な業務の遂行に資することとする。また、指導開始初日前に、ALT とともに派遣先の訪問及び各学校等を巡回し、業務に必要な留意事項について確認を行うこと。

(2) 就業時間

就業時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 00 分までのうち、週 40 時間未満とし、就業場所の時間割等に合わせて勤務する（拘束時間は概ね午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分まで、休憩時間を除く実働は 7 時間程度）。休憩時間は、労働基準法の定めによる。

ALT の欠席については、原則として、派遣元が代理の ALT を手配するものとする。ただし、予定した ALT が勤務当日に病気や怪我等の不測の事態で遅刻あるいは欠席する場合は、必ず勤務時間までに就業場所に連絡し、その後、速やかに派遣先へ報告すること。その際の対応は、派遣先と協議し、授業等に影響が出ないよう、振替をするなど、速やかに対処すること。

各学校等と ALT の打合せ時間を短縮するため、連絡ツールやメール等により、各学校等と ALT 間が情報共有できる体制を整えること。なお、学校等が日本語で連絡のやりとりをできるように留意すること。

(3) 通勤・移動手段

最寄り駅から徒歩 20 分以内で通勤可能な学校は、半田小学校、雁宿小学校、亀崎

小学校、成岩小学校、半田中学校、亀崎中学校、成岩中学校の 7 校に限られる。通勤手段は、徒歩、自転車、自動車、公共交通機関とし、交通費については、派遣料金に含まれるものとする。

(4) その他の就業条件

ア 派遣元は、ALT が就業する学校等においての本事業の実施にあたり、学校等の負担ができるだけ軽減されるように、可能な範囲で配慮を行わなければならない。

イ ALT は、派遣元を通じて行われる派遣先又は指揮命令者からの指示に従うこと。

ウ ALT は、教育者としての自覚を持ち、児童生徒等の指導にあたること。

(5) 業務遂行中及び業務場所への移動中における事故について

ALT の業務遂行中及び業務場所への移動中の身体に係る事故については、派遣元の責任において一切の処理をするものとする。また、ALT が加害者となった場合も、派遣元の責任において一切の処理をするものとする。

8 契約金額の請求

派遣元は、毎月業務を完了した時は、各年度の契約金額の総額を 12 か月で除した額（端数を生じる場合には、当該年度の初回の請求時にその額を合算するものとする。）の月額支払請求書、業務実施報告書及び勤務簿を翌月 10 日までに派遣先に提出するものとする。ただし、3 月分の業務実施報告書及び勤務簿は、当該年度の最終就業日後速やかに提出するものとする。

9 提出書類

履行にあたって、派遣元は派遣先へ次の書類を指定された期日までに提出すること。

(1) 外国語指導助手名簿

派遣元は ALT の候補者が決定したら事前に派遣先に労働者派遣法第 35 条に基づく派遣労働者の通知等を行い、要件について確認を得るものとする。

(2) 業務マニュアル

労働者派遣契約による ALT の業務の指示の方法、要望・苦情の申入れ方法、緊急時の対応や連絡先等、履行業務の内容を説明するマニュアルについて、履行開始までに作成し、派遣先に提出し、承認を得ること。

(3) 月別業務実施報告書及び勤務簿（任意様式）

月別業務実施報告書及び勤務簿を翌月 10 日までに、次の項目を記載し、提出すること。

ア 就業場所別の業務日、業務時間

イ 業務内容の概要

(4) 事業完了報告書

就業場所別の業務日・業務時間の合計、業務内容を各年度の 3 月末日までに提出すること。

(5) その他の書類

派遣先に求められた際、必要に応じて随時提出すること。

1 0 責任者及び指揮命令者

派遣先責任者

半田市教育委員会学校教育課長

指揮命令者

原則として配置校である学校の校長とする。ただし、教頭、学級担任等又は外国語科教員が代わって指揮する場合がある。なお、幼保こども園及び教育支援センターにおいては、当該施設の長とする。

1 1 法令等の遵守

(1) 個人情報の取扱い

派遣元は、業務の遂行にあたり、「個人情報の保護に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律施行令」、「個人情報の保護に関する法律施行規則」、「半田市個人情報等の取扱いに関する特約条項」及び「半田市情報公開条例」等その他の法令を遵守し業務を行わなければならない。

また、個人情報を取り扱う場合には、その取扱いに十分に留意し、漏えい、滅失及びき損の防止、その他適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(2) 守秘義務

派遣元及び ALT は、業務上知り得た事柄を一切他に漏らさないこと。契約満了後又は契約が解除された後においても同様とする。

1 2 派遣に係る遵守事項

(1) 派遣元は、ALT に対する研修等を実施するにあたり、指導技術の向上を図るとともに、児童生徒や教職員等へのセクシュアルハラスメントや人権擁護、個人情報保護等に関する教育にも十分留意する。

(2) 派遣元は、指導力向上をねらいとした訪問指導による定期的な研修の実施、ALT の業務遂行状況の把握及び評価をし、結果を書面で派遣先に報告する。

(3) ALT は、業務履行時に宗教活動及び政治活動を行わないこと。

(4) ALT が学校等の現場で業務を行う際は、名札を着用し、児童生徒の模範となるよう言葉遣いや身なりに注意を払うこと（業務遂行時に入れ墨及びタトゥーを露出しないなど）。また、香水、整髪料その他香りを伴う製品の過度な使用を控えるよう指導し、化学物質過敏症等を有する児童生徒及び教職員を含め、学校関係者の健康に十分配慮すること。

1 3 再委託の禁止

派遣元は、業務の中核である ALT の雇用・派遣・労務管理に係る業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、教材の印刷等の補助的業務については、あらかじめ派遣先の承諾を得た場合に限り、この限りでない。

1 4 損害賠償責任

- (1) 業務の実施上、派遣元又は ALT の責に帰す理由により、派遣先、学校等、教職員、児童生徒又は第三者に損害を与えた場合、派遣元はその損害を賠償する責任を負うものとする。
- (2) 前号の場合において、その損害が派遣元又は ALT 及び派遣先又は指揮命令者との双方に起因するときは、派遣先又は指揮命令者の指揮命令等により発生した損害の範囲について、前号の責任を免れるものとする。

1 5 その他

- (1) 児童及び生徒との会食は、各就業場所の実情に合わせて実施する。給食を食べる場合の給食費は、別途実費で徴収する。
- (2) 教育委員会が主体となる英語科教員向け研修会及び英語イベントは、実施していない。教職員研修等は、本仕様書 5 の業務内容の範囲内で、派遣元の提案により実施することができる。
- (3) 詳細な運営については、学校等の実情に合わせて行うこと。
- (4) この仕様書に定めがない事項や疑義が生じた場合は、その都度、派遣先と派遣元とが協議し決定する。

別紙A 就業場所一覧

番号	就業場所	住所
1	半田小学校	半田市勘内町 1
2	さくら小学校	半田市東洋町 1-12-1
3	岩滑小学校	半田市岩滑高山町 5-55
4	雁宿小学校	半田市清城町 1-5-2
5	乙川小学校	半田市乙川北側町 1-1
6	横川小学校	半田市大伝根町 1-11-1
7	乙川東小学校	半田市花田町 3-1
8	亀崎小学校	半田市亀崎月見町 3-10
9	有脇小学校	半田市有脇町 6-37
10	成岩小学校	半田市成岩本町 2-1
11	宮池小学校	半田市南二ツ坂町 2-1-1
12	板山小学校	半田市四方木町 37-1
13	板山小学校ならわ学園分校	半田市鴉根町 3-40
14	花園小学校	半田市花園町 3-5-1
15	半田中学校	半田市岩滑東町 5-80
16	乙川中学校	半田市大池町 3-1
17	亀崎中学校	半田市亀崎高根町 5-40
18	成岩中学校	半田市昭和町 3-8
19	青山中学校	半田市青山 5-6-1
20	青山中学校ならわ学園分校	半田市鴉根町 3-40
21	半田幼稚園	半田市勘内町 1-2
22	乙川幼稚園	半田市乙川若宮町 45
23	亀崎幼稚園	半田市亀崎月見町 1-63
24	成岩幼稚園	半田市有楽町 2-125
25	宮池幼稚園	半田市北二ツ坂町 2-14-6
26	花園幼稚園	半田市青山 6-18-1
27	教育支援センター（マーキュリールーム）	半田市桐ヶ丘 4-210
28	教育支援センター（ビーナスルーム）	半田市亀崎町 7-96-1
29	有脇保育園	半田市有脇町 10-31-2
30	高根保育園	半田市平地町 5-30-2
31	乙川保育園	半田市乙川一色町 31
32	平地保育園	半田市平地町 3-46
33	横川保育園	半田市大伝根町 1-2-1
34	修農保育園	半田市平井町 5-64-2

35	岩滑北保育園	半田市岩滑高山町 1-138
36	花園保育園	半田市花園町 1-8-6
37	東保育園	半田市瑞穂町 3-6-1
38	清城保育園	半田市清城町 2-6-13
39	葵保育園	半田市宮本町 4-106-2
40	協和保育園	半田市中島町 11-1
41	白山保育園	半田市白山町 4-129
42	岩滑こども園	半田市出口町 2-163
43	板山こども園	半田市板山町 1-100-10
44	半田市教育委員会	半田市東洋町 2-1

別紙B ALT 配置校一覧表（参考）

直近の配置実績に基づく参考例である。実際の配置及びグループ分けは、各年度の学級数の変化等を踏まえ、派遣先と派遣元が協議の上決定する。なお、半田市教育委員会は、研修・打合せ等のための就業場所であり、グループ分けの対象外とする。

グループ	就業場所	配置
A	雁宿小学校、成岩小学校、宮池小学校、清城保育園、葵保育園、協和保育園、白山保育園	ALT 1
B	横川小学校、乙川東小学校、亀崎小学校、亀崎幼稚園、平地保育園、横川保育園	ALT 2
C	花園小学校、板山小学校、板山小学校ならわ学園分校、青山中学校ならわ学園分校、教育支援センター、成岩幼稚園、宮池幼稚園、花園幼稚園、有脇保育園、板山こども園	ALT 3
D	半田小学校、岩滑小学校、乙川小学校、半田幼稚園、乙川幼稚園、乙川保育園、修農保育園、岩滑北保育園、岩滑こども園	ALT 4
E	さくら小学校、半田中学校、乙川中学校、東保育園	ALT 5
F	有脇小学校、亀崎中学校、成岩中学校、青山中学校	ALT 6